

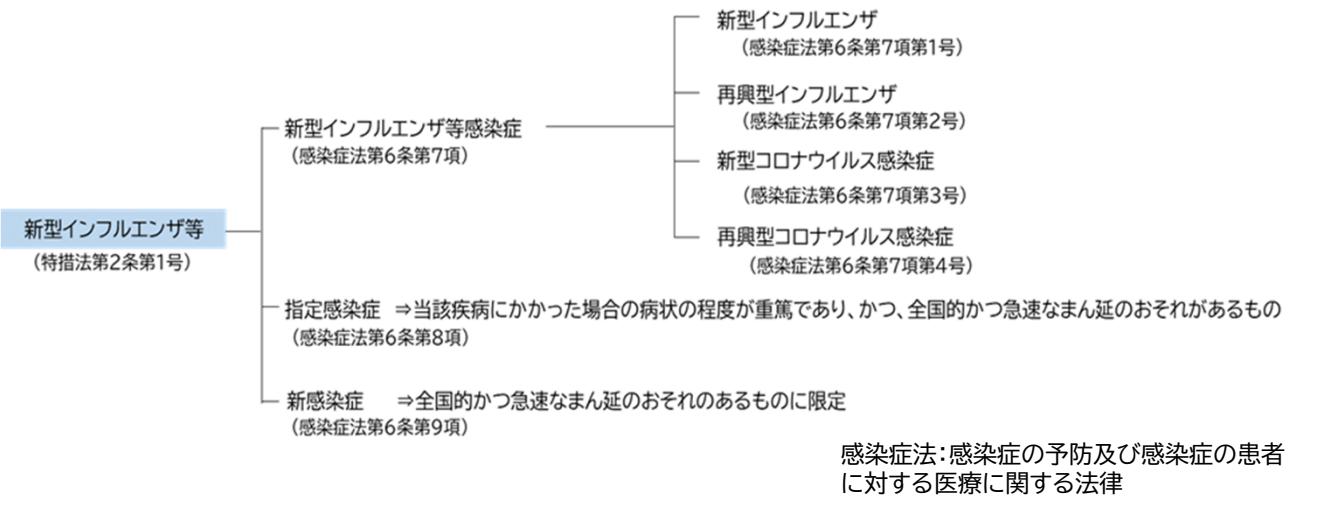
高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】概要

1 計画改定の経過

高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市行動計画」)は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合を想定し、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したものであり、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定による市町村計画として、平成25年11月に策定。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざし、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7年3月に大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画が改定されたことを受け、令和7年度中に市行動計画を改定。

2 対象となる感染症



3 新型インフルエンザ等対策の目的(現行計画から変更なし)

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減 等

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施 等

4 計画改定のポイント

・約10年ぶりの初の抜本的改定

・おおむね6年ごとの政府及び大阪府行動計画改定の検討を踏まえ、必要に応じ市行動計画を見直し

(1) 平時の準備の充実

記載を3期(準備期・初動期・対応期)に分け、準備期の取組を充実

(2) 対策項目の拡充

対策項目を6項目から13項目に拡充し、内容を精緻化

→新規項目の追加及び現計画のサーベイランス・情報収集を別項目に分ける

(3) 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替

新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器疾患も念頭に対策を整理

状況変化に応じ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ柔軟かつ機動的に対策を切替え

5 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第2章 高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び改定

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第3部 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策(※)

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン(※)

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法(※)

第10章 検査(※)

第11章 保健(※)

第12章 物資(※)

第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保

(※)新規項目

高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画【第2版】の第3部各対策項目の主な取組

対策項目		準備期	初動期	対応期
1	実施体制	・市行動計画の策定 ・感染症対策の人材確保・育成、訓練等の実施 ・関係機関との情報共有・連携体制の構築	・政府及び府対策本部の設置に伴う市対策本部の設置 ・全庁的な対応による人員体制の強化	・市対策本部での対応方針の協議、決定 ・特措法に基づく府総合調整に従い、対策の実施 ・必要時、府等へ代行・応援要請
2	情報収集・分析	・訓練等を通じた情報収集・分析に係る運用状況等の確認 ・感染症対策の人材の育成、人員確保	・情報収集・分析に基づく準備 ・リスク評価に基づく感染症対策の迅速な判断 ・情報等について関係機関と共有、市民等へ提供	・包括的なリスク評価の実施 ・評価に基づく感染症対策の柔軟・機動的な切替 ・情報等について関係機関と共有、市民等へ提供
3	サーベイランス	・平時の感染症サーベイランスの実施 ・感染症サーベイランスに関する人材の育成等	・有事の感染症サーベイランスの開始 ・感染症サーベイランスから得られた情報を関係機関、市民等へ提供・共有	・流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施 ・感染症サーベイランスから得られた情報を、関係機関、市民等へ提供・共有
4	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・基本的な感染対策等について市民等へ情報提供 ・偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発	・感染対策に必要な情報を市民等へ提供 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応	・病原体の性状等により変更する対策の情報提供 ・双方面のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応
5	水際対策(新)	・会議や研修、訓練等を通じた府や検疫所等との連携	・検疫所等と連携した入国者の健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置	・検疫所等と連携した入国者の健康観察や積極的疫学調査等によるまん延防止のための措置
6	まん延防止	・想定される対策の内容や意義に関する周知 ・基本的な感染対策の普及 ・まん延防止対策への理解促進	・感染症法に基づく患者への入院勧告等や濃厚接触者への外出自粛要請等の対応の確認 ・市行動計画等に基づく対応の準備	・感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況等に応じたまん延防止策 ・時期に応じたまん延防止策
7	ワクチン(新)	・関係者等と連携した接種体制の構築に向けた準備 ・予防接種に係る情報を医療機関等へ共有	・国や府の方針を踏まえた接種体制等の必要な準備	・希望する市民への接種の実施 ・国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、市民等へ情報提供・共有
8	医療	・府の医療措置協定締結による計画的な医療提供体制の整備 ・患者の移送のための体制確保	・医療機関等に対する感染症の知見の共有等 ・受診調整等を行う相談センターの整備 ・府の総合調整に従い、入院調整の実施	・相談センターの強化 ・府の協定締結医療機関による医療の提供 ・自宅・宿泊療養者への健康観察や生活支援等
9	治療薬・治療法(新)	－	・医療機関、薬局への治療薬の適正使用要請、適正な流通指導 ・抗インフルエンザ薬の予防投与の指導等の実施	・医療機関、薬局への治療薬の適正使用要請、適正な流通指導 ・必要に応じ抗インフルエンザ薬の備蓄分の要請
10	検査(新)	・府等と連携し、検体搬入も含めた手順等の整備	・市予防計画に基づく、検査実施能力の確保状況の確認 ・国が定める検査の方針等の情報を市民等へ提供	・市予防計画に基づき、大阪健康安全基盤研究所等に対し検査の実施の要請 ・国が定める検査の方針等の情報を市民等へ提供
11	保健(新)	・保健所の感染症有事に備えた体制整備 ・研修・訓練等を通じた人材育成	・保健所の感染症有事体制移行への準備	・保健所の感染症有事体制への移行と全庁的な職員の応援
12	物資(新)	・市における感染症対策物資等の備蓄 ・医療機関等の感染症対策物資等の備蓄の呼びかけ	・感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認	・感染症対策物資等の備蓄・配置状況の確認 ・備蓄物資等の供給に関する近隣自治体との相互協力
13	市民生活及び地域経済の安定の確保	・国や府等との情報共有体制の整備 ・事業者や市民等に対し衛生用品、食糧品等の備蓄の勧奨	・事業継続に向けた準備等の勧奨 ・生活関連物資等購入時における適切な行動等の呼び掛け	・市民生活の安定確保に向けた対応 ・社会経済活動の安定の確保に向けた対応